

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日
たるときは、
翌日の翌日)

目 次

◇規

則 鳥取県農業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規
則(農地経済課)

鳥取県農業近代化推進資金利子補給規則の一部を改正す
る規則(〃)

鳥取県中山間地域活性化資金利子補給規則の一部を改正
する規則(〃)

鳥取県漁業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規
則(水産課)

鳥取県漁業経営維持安定資金利子補給規則の一部を改正
する規則(〃)

鳥取県漁業経営安定資金利子補給規則の一部を改正する
規則(〃)

公布された規則のあらまし

◇鳥取県農業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則

一 農業近代化資金の利子補給率を次のとおり改定することとし
た。(第二条、附則第三項、第六項、別表関係)

<p>(イ) 肥育牛の飼養規模の拡大等を行う者に貸し付ける(イ)に掲げる資金(市町村が年〇・五パーセント)の利子補給をする場合に限る。</p>	<p>(ロ) 農機具等を共同利用して農業生産に係る経費の低減を図る(ロ)に掲げる資金(市町村が年〇・七五パーセント)の利子補給をする場合に限る。</p>	<p>(ハ) ある重点的に果樹農業の振興を図る必要がある地域内でおどろのハウス栽培を行う(ハ)に掲げる資金(市町村が年〇・六二五パーセント)の利子補給をする場合に限る。</p>	<p>(ニ) 転作を計画的集团的に推進する団体に貸し付ける(ニ)又は(ロ)に掲げる資金(市町村が年〇・三二五パーセント)の利子補給をする場合に限る。</p>	<p>(ホ) 転作を行う者に貸し付ける(ホ)に掲げる資金(市町村が年〇・五五パーセント)の利子補給をする場合に限る。</p>	<p>(ヘ) 転作を行う者に貸し付ける(ヘ)から(ハ)まで又は(ロ)に掲げる資金(市町村が年〇・五五パーセント)の利子補給をする場合に限る。</p>	<p>(ヘ) 地域改善対策特定事業の対象地域内に掲げる自立経営志向農業者に貸し付ける(ヘ)に掲げる資金(市町村が年一・〇二五パーセント)の利子補給をする場合に限る。</p>
<p>三・〇七五</p>	<p>／</p>	<p>三・〇七五</p>	<p>／</p>	<p>三・一五</p>	<p>三・〇七五</p>	<p>三・六二五</p>
<p>三・〇</p>	<p>／</p>	<p>三・〇</p>	<p>／</p>	<p>三・〇七五</p>	<p>三・〇</p>	<p>三・四七五</p>
<p>／</p>	<p>二・二七五</p>	<p>／</p>	<p>二・二七五</p>	<p>／</p>	<p>／</p>	<p>／</p>
<p>／</p>	<p>二・四三五</p>	<p>／</p>	<p>二・四三五</p>	<p>／</p>	<p>／</p>	<p>／</p>
<p>／</p>	<p>一・一七五</p>	<p>／</p>	<p>一・一七五</p>	<p>／</p>	<p>／</p>	<p>／</p>
<p>／</p>	<p>一・〇二五</p>	<p>／</p>	<p>一・〇二五</p>	<p>／</p>	<p>／</p>	<p>／</p>

◇鳥取県農業近代化推進資金利子補給規則の一部を改正する規則
 一 農業近代化推進資金の貸付利率の上限を次のとおり引き下げることとした。(別表関係)

二 1 この規則は、公布の日から施行することとした。
 2 所要の経過措置を講ずることとした。

(甲) 地域農業総合整備計画(水田農業の確立を目的として作成された計画に限る。) 集団的に推進する事業で、転作を行うもの (一)又は(四)に掲げる資金(市町村が年〇・一パーセント)の利子補給をする場合に限る。 (二)又は(五)に掲げる資金(市町村が年〇・二パーセント)の利子補給をする場合に限る。	(乙) 地域農業総合整備計画(水田農業の確立を目的として作成された計画に限る。) に即して行われる事業で、転作を行う者に貸し付ける(一)から(四)まで又は(五)に掲げる資金(市町村が年〇・四七五パーセント)の利子補給をする場合に限る。 (現行年〇・五五パーセント)の利子補給をする場合に限る。	(丙) 地域農業総合整備計画(水田農業の確立を目的として作成された計画を除く。) 事に即して行われる事業に必要な資金で知事の定めるもの	(丁) 農業者の肥育牛の飼養規模の拡大等を図るため、飼養管理の預託を行う農協等に貸し付けられる(一)に掲げる資金(市町村が年〇・一七五パーセント)の利子補給をする場合に限る。
	三・一五	二・六	
	三・〇七五	変更なし	
二・三二五		二・〇五	
二・四七五		二・三五	
一・二二五		〇・九五	一・一七五
一・〇七五		変更なし	一・〇二五

- 二1 この規則は、公布の日から施行することとした。
- 2 所要の経過措置を講ずることとした。

◇鳥取県漁業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則

一 漁業近代化資金の利子補給率を次のとおり改定することとした。(別表関係)

資金の種類	利子補給率 (年・パーセント)	
	現行	改正後
総トン数二十トン以上百十トン(中型いかり漁業に従事する漁船にあっては、百三十トン)未満の漁船の建造等に必要資金	一・五五	一・八五
	一・三五	一・六五
漁船漁具保管修理施設等の改良、造成又は取得に必要な資金	二・四五	二・二五
	二・四五	二・二五
漁場改良造成用機具等の取得に必要な資金	二・四五	二・二五
	二・四五	二・二五
漁村情報処理、通信施設等の改良、造成又は取得に必要な資金	一・九五	二・二五
	一・九五	二・二五
漁場改良造成施設の改良、造成又は取得に必要な資金	二・四五	二・二五
	二・四五	二・二五

漁業協同組合等が漁業者等に貸し付ける場合
農林中央金庫が漁業者等に貸し付ける場合
漁業協同組合が他の漁業協同組合に貸し付ける場合
漁業協同組合連合会等が他の漁業協同組合等に貸し付ける場合
農林中央金庫が他の漁業協同組合等に貸し付ける場合

規 則

二一 この規則は、公布の日から施行し、平成五年六月四日から適用することとした。

2 所要の経過措置を講ずることとした。

◇鳥取県漁業経営維持安定資金利子補給規則の一部を改正する規則
一 漁業経営維持安定資金に係る貸付利率の上限を年四・〇パーセント（現行年四・三パーセント）に引き下げることとした。

（第二条関係）

二一 この規則は、公布の日から施行することとした。

2 所要の経過措置を講ずることとした。

◇鳥取県漁業経営安定資金利子補給規則の一部を改正する規則

一 漁業経営安定資金に係る貸付利率の上限を年四・六五パーセント以内（現行年四・九五パーセント以内）に引き下げることとした。（第二条関係）

二一 この規則は、公布の日から施行することとした。

2 所要の経過措置を講ずることとした。

鳥取県農業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成五年六月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第三十九号

鳥取県農業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則

鳥取県農業近代化資金利子補給規則（昭和三十七年二月鳥取県規則第二号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「年〇・六二五パーセント」を「年〇・五五パーセント」に、「年三・〇七五パーセント」を「年三・〇パーセント」に改め、同条第三項中「年〇・五パーセント」を「年〇・四四パーセント」に、「年三・二パーセント」を「年三・一一パーセント」に改め、同条第四項中「年一・一七五パーセント」を「年一・〇二五パーセント」に、「年三・六二五パーセント」を「年三・四七五パーセント」に改め、同条第五項中「年〇・六二五パーセント」を「年〇・五五パーセント」に、「年三・〇七五パーセント」を「年三・〇パーセント」に改め、同条第六項中「年〇・五五パーセント」を「年〇・四七五パーセント」に、「年三・一五パーセント」を「年三・〇七五パーセント」に改め、同条第七項中「年〇・三二五パーセント」を「年〇・一七五パーセント」に、「年二・二七五パーセント」を「年二・四二五パーセント」に改め、同条第八項中「年〇・三二五パーセント」を「年〇・一七五パーセント」に、「年一・一七五パーセント」を「年一・〇二五パーセント」に改め、同条第九項中「年〇・六二五

パーセント」を「年〇・五五パーセント」に、「年三・〇七五パーセント」を「年三・〇パーセント」に改め、同条第十項中「年〇・三二五パーセント」を「年〇・一七五パーセント」に、「年二・二七五パーセント」を「年二・四二五パーセント」に改め、同条第十一項中「年〇・三二五パーセント」を「年〇・一七五パーセント」に、「年一・一七五パーセント」を「年一・〇二五パーセント」に改め、同条第十二項中「年〇・六二五パーセント」を「年〇・五五パーセント」に、「年三・〇七五パーセント」を「年三・〇パーセント」に改め、同条第十三項中「年〇・三二五パーセント」を「年〇・一七五パーセント」に、「年一・一七五パーセント」を「年一・〇二五パーセント」に改める。

附則第三項中「年一・九五パーセント」を「年二・二五パーセント」に、「年二・〇五パーセント」を「年二・三五パーセント」に改める。

附則第四項中「年〇・五五パーセント」を「年〇・四七五パーセント」に、「年三・一五パーセント」を「年三・〇七五パーセント」に改める。

附則第五項中「年〇・二七五パーセント」を「年〇・一二五パーセント」に、「年二・三二五パーセント」を「年二・四七五パーセント」に改める。

附則第六項中「年〇・二七五パーセント」を「年〇・一二五パーセント」に、「年一・二二五パーセント」を「年一・〇七五パーセント」に改める。

別表第一号から第四号までの規定中「年一・九五パーセント」を「年二・二五パーセント」に改め、同表第五号中「年一・五パーセント」を「年一・二パーセント」に改め、同表第六号及び第七号中「年一・九五パーセント」を「年二・二五パーセント」に改める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行前に、この規則による改正前の鳥取県農業近代化資金利子補給規則第三条の規定による利子補給契約に基づき、利子補給について知事の承認の行われている農業近代化資金については、なお従前の例による。

鳥取県農業近代化推進資金利子補給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成五年六月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第四十号

鳥取県農業近代化推進資金利子補給規則の一部を改正する規則

鳥取県農業近代化推進資金利子補給規則（昭和四十一年六月鳥取県規則第二十四号）の一部を次のように改正する。

別表中「年四・四五パーセント」を「年四・一五パーセント」に改める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行前に、この規則による改正前の鳥取県農業近代化推進資金利子補給規則第四条の規定による利子補給契約に基づき、利子補給について知事の承認の行われている農業近代化推進資金については、なお従前の例による。

鳥取県中山間地域活性化資金利子補給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成五年六月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第四十一号

鳥取県中山間地域活性化資金利子補給規則の一部を改正する規則

鳥取県中山間地域活性化資金利子補給規則（平成二年十二月鳥取県規則第五十八号）の一部を次のように改正する。

別表中「年五・三パーセント」を「年四・六五パーセント」に、「年一・六パーセント」を「年一・九五パーセント」に、「年〇・五パーセント」を「年〇・五五パーセント」に、「年五・六五パーセント」を「年五・〇五パーセント」に、「年一・二五パーセント」を「年一・五五パーセント」に、「年五・六パーセント」を「年五・二パーセント」に、「年一・三パーセント」を「年一・四パーセント」に、

年〇・二パーセント

を

に、「年四・八五パーセント」を「年四・二

五パーセント」に、「年二・〇五パーセント」を「年二・三五パーセント」に、「年五・四パーセント」を「年四・八パーセント」に、「年一・五パーセント」を「年一・八パーセント」に、「年五・三五パーセント」を「年四・九五パーセント」に、「年一・五五パーセント」を「年一・六五パーセント」に改める。

「年〇・四五パーセント」を「年〇・二五パーセント」に、「年四・三パーセント」を「年四・〇パーセント」に、「年一・五パーセント」を「年一・二パーセント」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行前に、この規則による改正前の鳥取県中山間地域活性化資金利子補給規則第五条の規定による利子補給契約に基づき、利子補給について知事の承認の行われている中山間地域活性化資金については、なお従前の例による。

鳥取県漁業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成五年六月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第四十二号

鳥取県漁業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則

鳥取県漁業近代化資金利子補給規則（昭和四十四年十月鳥取県規則第六十一号）の一部を次のように改正する。

別表中「年一・五五パーセント」を「年一・八五パーセント」に、「年一・三五パーセント」を「年一・六五パーセント」に、「年一・九五パーセント」を「年二・二五パーセント」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の鳥取県漁業近代化資金利子補給規則の規定は、平成五年六月四日から適用する。
- 3 平成五年六月四日前にこの規則による改正前の鳥取県漁業近代化資金利子補給規則の規定により貸し付けられた漁業近代化資金については、なお従前の例による。

鳥取県漁業経営維持安定資金利子補給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成五年六月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第四十三号

鳥取県漁業経営維持安定資金利子補給規則の一部を改正する規則

鳥取県漁業経営維持安定資金利子補給規則（昭和五十一年十一月鳥取県規則第六十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「年四・三パーセント」を「年四・〇パーセント」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行前に、この規則による改正前の鳥取県漁業経営維持安

定資金利子補給規則第五条の規定による利子補給契約に基づき、利子補給について知事の承諾が行われている漁業経営維持安定資金については、なお従前の例による。

鳥取県漁業経営安定資金利子補給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成五年六月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第四十四号

鳥取県漁業経営安定資金利子補給規則の一部を改正する規則

鳥取県漁業経営安定資金利子補給規則（昭和五十六年六月鳥取県規則第五十号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項第三号中「年四・九五パーセント」を「年四・六五パーセント」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行前に、この規則による改正前の鳥取県漁業経営安定資金利子補給規則第三条第一項の規定による利子補給契約に基づき、利子補給について知事の承諾が行われている漁業経営安定資金については、なお従前の例による。